

委員会での審議結果

本会議で各常任委員会に付託された議案の審査結果について、定例会最終日に行われた委員長報告から要旨を抜粋してお知らせします。

総務企画委員会



■太田市・尾島町・新田町・敷塚本町新市建設計画の変更について

説明 合併特例債を起すことができる期間が延長されたことを受け、引き続き本市の円滑な運営と均衡ある発展を図るため、合併の際に策定された「新市建設計画」の計画期間を5年間延長します。

審査結果 原案可決

■太田まちづくり基本条例の一部改正について

説明 市民主体の検討組織による本条例の諸制度についての検討結果を踏まえ、市民、市議会、行政の役割を明確にし、より分かりやすい表現とするため、文言整理など所要の改正を行います。

審査結果 原案可決

■太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

説明 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」が本年5月15日に施行されたことに伴い、本市においても国の基準に準じて「選挙長」等の報酬額を改正します。

問 前回の報酬額の改正内容を伺います。

答 平成19年に「選挙長」等の報酬額をそれぞれ100円減額しました。

問 本年7月に執行予定の参議院議員選挙を見込んだ改正であるのか伺います。

答 国の法律の一部改正に準じて行うものです。

審査結果 原案可決

■太田市市税条例の一部改正について

説明 「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月29日に公布されたことに伴い、個人市民税では子どもの貧困に対応するために、単身児童扶養者を非課税措置の対象に加えるための規定の整備等の改正を行います。軽自動車税では、消費税率の10%への引き上げに伴い、新たに「環境性能割」「種別割」が導入されることを受け、所要の改正を行います。なお、附則において、施行日を令和元年10月1日および第1条各号に定める日とし、併せて条例の改正に伴う経過措置を定めます。

審査結果 原案可決

■太田市火災予防条例の一部改正について

説明 「消防法施行規則等の一部を改正する省令」が昨年6月1日に施行され、民泊住戸部分が300平方メートル未満の施設においては特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能となったため、住宅用防災警報器等の設置を免除する規定に、当該設備を追加する等の改正を行います。

問 住宅部分に設置するスプリンクラーヘッドの性能に変更が生じるのか伺います。

答 現行の規格省令との整合を図るため、表記を種別へ改めるものですので、

作動時間等の機能的な変更は生じません。

問 特定小規模施設用自動火災報知設備が設置できる施設の面積要件を伺います。

答 「住宅宿泊事業法」、いわゆる民泊新法の施行に伴い、主として民泊住戸部分が300平方メートル未満の小規模な民泊施

設といった新たな基準が設けられました。

問 特定小規模施設用自動火災報知設備が設置可能となった理由を伺います。

答 無線式など機器の性能向上が図られたため、大規模な配線工事等が不要となり、比較的安価で設置できるようになったことが挙げられます。

審査結果 原案可決

健康福祉委員会



■太田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

説明 災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を条例で定めることができるようになったことから、連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年利1.5%とするなど、被災者の返済負担を軽減するために所要の改正を行います。

問 対象となる災害の規模を伺います。

答 災害救助法が適用となる災害で、大規模な自然災害が対象となります。

審査結果 原案可決

■太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

説明 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年3月29日に公布されたことに伴い、放課後児童支援員の認定資格要件となる研修を、都道府県知事に加えて指定都市の長も実施できることとなったため、所要の改正を行います。

問 放課後児童支援員の配置基準を伺

います。

答 放課後児童クラブごとに2人以上の放課後児童支援員が必要です。1クラブ当たりの児童数に応じて放課後児童支援員等の加配をしています。

審査結果 原案可決

■太田市介護保険条例の一部改正について

説明 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部改正に伴い、本市の介護保険料区分のうち、市民税非課税世帯の区分について国の基準に準拠し、保険料の軽減を図るため、所要の改正を行います。

問 介護保険料区分のうち、市民税非課税世帯にあたる第1段階から第3段階の対象者数を伺います。

答 平成31年3月末現在において、第1段階では7,351人、第2段階では4,056人、第3段階では3,377人を見込んでいます。

問 保険料軽減に伴う減収額について伺います。

答 合計で5,046万3,900円の減収を見込んでいます。

審査結果 原案可決

都市産業委員会



■太田まちづくり交付金評価委員会条例の廃止について

説明 この条例に基づいて実施する「まちづくり交付金事業」の事後評価について、すべて実施済みとなったことに加え、今後においてもこの条例に基づく事後評価を行う必要がなくなったことからこの条例を廃止します。また、附則において「太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の別表1から、まちづくり交付金評価委員

会の項を削除します。

問 当該評価委員会において事後評価を行った事業の具体例を伺います。

答 平成18年度から平成22年度を計画期間とした太田市中心市街地地区では、太田駅北口駅前広場整備事業、南北自由通路整備事業、ものづくり研究施設整備事業等が挙げられます。また、計画期間を平成20年度から平成24年度とした尾島地区では、中島知久平記念地域交流センター整備事業、道の駅おた

